

2020年6月8日

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言は解除されましたが感染予防の観点から引き続き原則として在宅勤務体制を継続することとします。

業務等につきましては、各担当者がメールの送受信により適宜対応させていただきます。

在宅勤務体制 実施期間 2020年5月25日から当面の間